

IV. 中間連結財務諸表等

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 71社
主要な会社名 株式会社住友クレジットサービス
住銀リース株式会社
住銀ファイナンス株式会社
住銀インベストメント株式会社
株式会社関西銀行
Sumitomo Bank Capital Markets, Inc.

なお、すみぎん信託銀行株式会社は売却により、Sumitomo Bank (Deutschland) GmbH 他2社は清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間から連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社

子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他47社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

39社
主要な会社名 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社
株式会社クオーク
株式会社日本総合研究所

なお、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社は株式取得により、当中間連結会計期間より関連会社とし、持分法を適用いたしました。

(3) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社

子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他47社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。

また、その他の非連結子会社、関連会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(住友銀行)

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
6月末日	32社
7月末日	1社
9月末日	37社

(2) 4月末日を中間決算日とする連結子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

中間連結貸借対照表注記、中間連結損益計算書注記に記載しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書注記に記載しております。

【参考】

1株当たり中間(当期)純利益

$$\frac{\text{中間(当期)純利益} - \text{中間(年間)優先株式配当金総額}}{\text{期中平均発行済普通株式数} *}$$

1株当たり株主資本

$$\frac{\text{中間期末(期末)株主資本} - \text{中間期末(期末)発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{\text{中間期末(期末)発行済普通株式数} *}$$

1株当たり予想当期純利益

$$\frac{\text{予想当期純利益} - \text{予想優先株式配当金総額}}{\text{中間期末発行済普通株式数} *}$$

*：自己株式及び子会社の所有する親会社株式は除く